

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事

様

申請者 〒108-0075

住所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-2017-4047

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	別紙 事業の範囲のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 日本貨物鉄道株式会社 九州支社 鳥栖総合鉄道部 鳥栖市原町字大野1370番4 〒841-0024 電話番号050-2017-4282
	事業場 鳥栖貨物ターミナル駅 鳥栖市原町字大野1370番4 〒841-0024 電話番号050-2017-4282 鍋島駅 佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3010番1 〒840-0857 電話番号050-2017-4304
事業の用に供する施設の種類及び数量	駅施設、コンテナ貨車
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管を行わない。 
*事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿（許可証の内容及び連絡用電話番号）を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。）

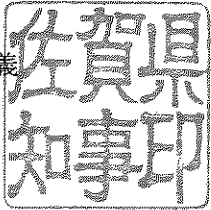
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年（2024年）3月5日
許可の有効年月日 令和7年（2025年）11月14日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物

ポリ塩化ビフェニル処理物

廃水銀等

廃水銀等を処分するために処理したもの

（裏面へ）

鉍 さ い（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ば い じ ん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年11月15日 更新許可

令和4年 8月 4日 変更届 代表者の変更

令和6年 3月 5日 変更許可 特別管理産業廃棄物の種類（汚泥（ダイオキシン類））の追加

令和7年 8月 1日 変更届 住所の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有